

サブサハラ諸国における貧困の背景に関する一考察

A Study on the Background of Poverty in Sub Sahara Countries

佐藤 まさ子 Masako Sato

(音楽学部教養部会)

《はじめに》

国連ミレニアム宣言の採択を契機として、貧困根絶に対する国際社会の機運が熟し、積極的な解決姿勢が示されるようになった。この趨勢の中で加勢を得たのが、貧困軽減のための第一条件は民主主義政治体制の確立だというロジックである。貧困削減と開発途上国の民主化との相関関係を重視する議論はやや誇張的だという論考も散見されるが、「民主的政治形態と貧困削減は相即不利である」という論弁は西側諸国の広汎な支持を得ている。その議論の大半は、政治秩序を構成する政治アクターである議会と政府の能力を論点とするものである。貧困削減の施策で計画通りの成果を得るには、国家の能力 (state capability)、国家の責任 (state accountability)、そして国家の鋭敏な民意の把握という 3 要素を具備した政治体制が前提となると考量したからである。特にアフリカの貧困対策が遅々として進展せぬのは、アフリカの政治環境が貧困問題と真摯に取り組むような議会の育成を阻んでいるからだという論結が大勢を占めている。そこで、拙稿ではウガンダの事例を援用し、アフリカにおける貧困削減政策の展望を考察してみる。

《民主主義・議会と貧困削減の関係》

国連ミレニアム開発目標は、国家政策と援助機関の支援を効果的に連携させ、2000 年から 2015 年までに世界の貧困人口を半減させるという数値目標を掲げている。この目標達成に向けて世界銀行と国際通貨基金は貧困削減戦略ペーパー (Poverty Reduction Strategy Papers 1999) を策定し、これを国際社会の貧困軽減策の指針とした。過去の開発援助から得た経験則を省察し、そこには貧困軽減援助の実効性を高めるため以下の原則が記されている。

1. 国家主導： 市民社会が広範に参加し、国家主導の戦略を促す。
2. 結果重視： 貧困層の人々に利益をもたらす。
3. 包括的なアプローチ： 貧困の多角的な理解のもとに取り組む。
4. パートナーシップの明確な存在： 適切にコーディネートされた開発パートナー (政府や国内のステイクホルダー、外在支援機関等) を組織的に参加させる。
5. 長期的な展望に基づいて貧困削減を行う。

上記 5 原則に準拠した貧困軽減策が各国別に策定され、すでに多くの開発途上国でそのプロジェクトが実施されている。その結果として、被援助国の政策と援助機関の支援の連携強化（国家主導／パートナーシップの明確な存在の原則）が効を奏し、当該国家の政策案件に貧困削減が取り上げられる機会が増え、忌憚無き対話が可能になったという開発援助政策上のプラス効果が報告され、貧困削減戦略ペーパーの評価を高めている。

貧困削減戦略ペーパーの筆頭に記されているのが、国家主導の原則である。即ち、政策の推進主体が被援助国であることの強調である。これは、国家としての内実の喪失⁽¹⁾に対する批判への配慮である。しかし、この原則には市民社会の広汎な参加という条件が付されている。この条件を満足させられるのが民主主義国家体制であり、国際社会は開発途上国の民主化に腐心することになったのである。

さて、この貧困削減戦略ペーパー 5 原則の背景には民主主義理論と政治経済理論がある。両者ともに貧困削減に対する議会／政府と国家努力の関係を理解する上で重要な理論である。前者は総体的な議論であり、一方、後者は文脈に拠り多様化する議論である。そこで、稿を進める前に前者について寸描しておきたい。

権利擁護の視角から論ずる民主主義の理論がある。リベラルな民主主義理論家、ジョン・ロックは、人間の自然で、かつ不可譲の権利—生命、自由、資産に関する権利—を侵害する不条理な国家（執政者）から個人が自らを護る手段が民主主義だと論じている。つまり、イデオロギー的に見るならば、民主主義とは人々の安全性の確保に端を発し、それは人々の意思として表現されるものである。その表現された人々の意思を体現化する方途が民主主義システムである。即ち、議会は個人の自然権を護る＝個人の安全の確保のために存在するのである。⁽²⁾このように民主主義を解するならば、議会は民主主義の中核的機関⁽³⁾ということになる。

また、インストルメンタリズムの視軸から論ずる民主主義理論がある。この論理に依れば、議会は人々の意思の具現化手段として理解される。民主主義は、いかなる個人も他の個人に従属しないという原則にたっており、理論上、国家政策を遂行するのは国民ひとりひとりである。この原則を毀損することなく民主的政治を現実的に機能させるために、ジョン・ロックは、個人は「一般意思」に服すると論じている。即ち、個人は自己の有する権利を特定の機関／個人に譲渡するのではなく、個人の帰属する社会全体にそれを委ねるのである。そしてこの「一般意思」は代表制のシステムを介して表現され、最終的には法として人々の下へ届けられるのである。即ち、法（立法権を有する議会）は「一般意思」の体現化の手段として存在することになる。かような理路を描くことで、全ての人々の政策立案への関与が理論上可能になるのである。要するに議会が「一般意思」を貶下せぬならば、人々が政策の立案から実施までの全過程に関わることができるのである。そして、人々の政治過程への参与は必然として政府や議会の政治的行動の公開を要請し、それは行政機関の透明性の確立への導線となるものである。以上の「権利擁護型」、及び「手段型」

民主主義の側面から思惟するならば、議会の存在意義は、人々の不可譲の権利（人権）を護ること、即ち、「一般意思」の実現化に向けた立法を行うこと、そして、社会正義を踏みにじろうとする多様なアクターの目論見を阻止することにあると言えよう。つまり、そのような民主主義に貫かれた議会ならば、援助機関の努力を無為に帰す結果になり得ないというわけである。世界銀行が外在アクターによる強制的な開発ではなく、被援助国主導の参加型開発政策路線をとり、開発支援に民主化の付帯条件をつける論拠としたのは、このタイプの民主主義理論を基幹戦略としたからである。貧困削減戦略ペーパーが、「市民社会の参加」・「貧困層の利益」・「多面的な貧困の理解」の原則を掲げているのも頷けるところである。

議会は、施策に必要な立法と、政策遂行に要する予算の決定機関である。それ故に、効率よく機能する民主的議会の存在が貧困削減の前提条件となる⁽⁴⁾という西側諸国の“確信”は、世界銀行や国際通貨基金が貧困削減策の成功の鍵を議会に託していることから窺知される。世界銀行は、政府は経済／社会政策を実施する際の道具的機関である故に、効率的な国家のコントロールが無ければ開発機関のプロジェクトは頓挫する⁽⁵⁾というスタンスのもとに開発政策に臨んでいる。そして、世界銀行の貧困削減に関するセミナー（2000）では、政策立案から実施までの過程に全面的に議会が関わることが重要だという旨意が述べられている。ポール・ド・レンツィオも、公共財の有効利用に責任を持つ行政を持続させるには議会の果たす役割が大きい⁽⁶⁾との観点から、世界銀行の表明を卓見視している。こうして、1990年代初頭以降、先進国政府や国際金融機関は、開発途上国の民主化、具体的には民主的議会の創設を国連ミレニアム開発目標達成の嚆矢としたのであるが、その意図が国際政治場裏に上ったとき、どのような暗い影が生じただろうか。そのひとつは「手段型民主主義理論」が西側諸国の外交政策の策動に与し、開発途上国議会が新帝国主義の助長に加担する可能性である。帝国主義国家の植民地政策は、武力制圧や部族長を懐柔して覇権者となる古典的な植民地主義から新植民地主義へと遷移してきた。1960 - 1980年代の新植民地主義は地方の政治エリートを媒介とした経済的搾取の手法をとったが、新自由主義の台頭した1980年代以降は自由市場経済の気運が高進し、市場の見えざる手を介した経済搾取へと変容していった。それに伴い、開発途上国の政治家は、直接的な経済領域への関与から民間部門の繁栄に資する環境作りへとその施政方針を転換していった。つまり、低価格生産で輸出市場を拡大し、経済を活性化する政策である。こうして、貧困削減政策が、資本家を優遇する経済環境整備の一環として組み込まれていったのである。その一翼を担ったのが、貧困削減戦略ペーパーの「パートナーシップの明確な存在」という原則である。⁽⁷⁾ムセベニ大統領が「・・・国民抵抗運動（National Resistance Movement）が政権の座に就いたとき（1986）、ウガンダの経済的危局を打開するためには国外の援助を仰がねばならず、世界銀行⁽⁸⁾や国際通貨基金と協議した（傍点は筆者付記）結果、マクロ経済的手段の重要性を理解し、種々の領域での民営化に重点をおいた。」⁽⁹⁾と

公言していることはその証左となろう。更にムセベニ大統領は「・・・ウガンダは援助機関の圧力に屈して市場経済を受け入れたのではなく、わが国の当為たる経済的時策として受け入れた」⁽¹⁰⁾と自国の主体性について添えているが、貧困削減戦略ペーパーが謳う国家主導の原則に副って貧困削減の解決を“議会”に託す危うさ、換言するならば、国民を利するはずの民主主義政治が国民に苦汁の日常を強いる帝国主義に加担するというパラドクスがここにある。帝国主義のロジックでは、貧困削減という高邁な政治目的の達成も帝国主義を利する重要な政治アクターとなるからである。

《ウガンダ議会の実態》

貧困削減に必須の健全な議会の存在は結果的に人権擁護の伸展にも貢献する⁽¹¹⁾というのが西側諸国の主張である。そして、このロジックを成り立たせているのが「権利擁護型民主主義理論」だが、注視すべきは、それが国民と議会間の信頼の絆を措定していることである。この措定は、社会的正統性に通ずるものであり、「健全な議会必要論」を正当化する肝要な要素である。

人々の議会に対する信頼は自由で公正な選挙に起端する。カービーは、公正な選挙で選出された議員は抑圧を積極的に非難する傾向を示し、そのような議員達によって人権の概念が議会に醸成され、さまざまな政策の視野に貧困削減に資する意欲が入ることになる、⁽¹²⁾と論述している。公正な選挙は人権理念を議会に定着させる第一歩であり、その渦動の形成した議会にはエンパワメントの立法化等、真義ある貧困削減政策を期待できるというわけである。また、議会運営の底流に人権理念が流れているならば、政府や他の機関の負うべき義務を明確にすることも可能となる。国民から信頼され、政治的アカウンタビリティを直接問う力をもつ理想的な議会の誕生は、民主的選挙の実施にかかっている。そこで、西側諸国は権威主義時代に政治舞台の裾に追いやられていたアフリカの議会の賦活すべく支援を提供した。例えば、ウガンダ議会技術援助プロジェクト (the Uganda Parliamentary Technical Assistance Project)⁽¹³⁾の基金を利用し、「ウガンダ議会の近代化」を行った。このプロジェクト下で、第7期 (2001-2006) 国会では、具体的な戦略プラン、議会戦略投資開発計画 (the Parliamentary Strategic Investment Development Plan) を立法化し、ウガンダの複数政党制の再導入のために約 2,300 万米ドルを費やしている。ウガンダの選挙は、貧困層から票を買得るような候補者が選出される“商業化された選挙”だ、⁽¹⁴⁾という指摘が少なからずあるように、ウガンダにおける選挙の不正行為は常態化している。こうした支援を得て実施されたウガンダの選挙の実態はどのようなものであったらうか。

2006 年、ムセベニ大統領が政権をとって以来 20 年ぶりに複数政党制選挙が実施された。大統領選挙と国会議員選挙が同時に行われたが、大統領選挙では与党の国民抵抗運動が、59.26%の支持を得たとシムセベニ大統領の三選を宣言した。しかし、野党のキザ・

ベシゲ候補が選挙の無効を最高裁判所に提訴した。この提訴に対して最高裁判所は、氏名の記載されていない選挙人がおり選挙人名簿が不正確であったこと、投票結果の不正な報告、賄賂の授受など自由で公正な選挙が実施されなかった事実を認めながらも、これらの違法行為が選挙結果に影響を与えたとは判断し難いとして、ムセベニ大統領の三選を容認している。また、国会議員（306名）選挙では、賄賂、脅迫、保安官による暴力、多重選挙、得票の水増しなど100件以上の不正選挙の申し立てが高等裁判所に寄せられている。⁽¹⁵⁾かかる選挙の現実から、信頼という紐帯が国民と議会間に見えてはこない。

アフリカの議会が正常に機能しない一因として、議会の行政府に対する恭順性を指弾する論調も少なくないが、そこに通底するのはアフリカ諸国の政党の特異性である。そのひとつに、階層的で、統制のとれた支配政党の優勢さ⁽¹⁶⁾の指摘がある。政党が強力で統制がとれているほどに議会は従属の様相を呈す。⁽¹⁷⁾即ち、議会が政府に恭順的になるのである。たとえば、議会は国家収入の管理者であり、各行政機構に予算配分する権限を持っているが、その議会の予算審議過程における行政府の支配的影響力の指摘がある。挙例するならば、ウガンダ国会の運営には総国家予算の1.5%が配分されているにすぎない。経済的基盤が脆弱ならば、優秀な政策スタッフを募ることもままならず、国民を利する政策立案は難しいであろう。公聴会の開催、政策実施の監視、新たなプロジェクト始動の準備等、国会議員の活動に支障をきたすことにもなる。議会が貧困軽減をはじめとして社会改革の推進機関としての責務を十全に果たせぬことになる。ちなみに、グミシルザ国会議員は4%までの増額を要請⁽¹⁸⁾している。

特質の二番目は、アフリカの政党は植民地時代の行政府を継受したエリートから構成⁽¹⁹⁾されていることである。政党とは、人々と選出された議員との関係性を静思し、政治的行動をとるものである。しかし、ヒッキーは、議員が総じて国民の生計全般に無関心で、貧困問題に対する該博な知識も乏しく、議員の貧困削減政策に対する論議は極めて限定的だ、⁽²⁰⁾と論じ、更に、議会がウガンダの貧困削減政策の拠点である財務・企画経済開発省（the Ministry of Finance, Planning and Economic Development）の活動内容等について、調査・検討を怠っている⁽²¹⁾ことにも言及している。つまり、貧困削減策における人権擁護への貢献度、計上された予算の妥当性等について議会が的確な判断をなし得無いことを指摘している。要するにアフリカの政党は民意を反映するための民主主義政治の担い手として誕生したのではなく、その基底には植民地時代の強権的執政者の政治意識が流れており、植民地時代の不公正の解消を要求する人々の意思の代弁者、即ち国民の利害布置を代表する政治家集団とは言い難いのである。このような政党から構成される議会は政府の行政を公正に審問する機関としての機能を果たせず、畢竟、行政府に恭順的な議会⁽²²⁾となる。

追従的傾性は議会のみならず、委員会運営にも見られる。民主主義政治システムの理論に順ずるならば、委員会は議会の下部組織として位置づけられ、その役割は専門知識の啓発や情報収集・管掌にある。そして、委員会責任者が大臣と敵対することに躊躇せず、委

員会が中正の姿勢でその責務を果たすならば、議会での有意義な立法を期待できる。ラ・パロンバラは、議会の強化に役立つ委員会のタイプやその性格について分析し、特化した限定的な構成メンバーの委員会は議会においてその権力を強める傾性にある、⁽²³⁾と論じているが、アフリカ議会下の委員会メンバーは中道の意識をもって委員会に臨んではない。いわゆるオピニオンリーダーの意向、メンバーの政治的意思や姿勢が委員会決議を大きく左右するのである。政策とは各機関の調査・分析の結果⁽²⁴⁾である。委員会の僻論から作成された資料に基づいて浅薄皮相的な政策論議を行う議会にはやはり民主主義の見地からの社会的正統性を見出せない⁽²⁵⁾のである。このような態様を現前にして、「権利擁護型民主主義理論」の措定する国民と議会との信頼関係がアフリカ議会に存在するとは思えない。

社会的正統性を欠く選挙、不信任投票の権限や議員立法等で行政府をコントロールする力を持たぬ議会という上記の引例以外にも、西側諸国が不健全なアフリカ議会と評するような様相は枚挙に暇がない。例えば、ウガンダ議会は社会正義の実現という基本的な議会の責務にコミットしていない、という西側諸国の糾弾がある。その一例は司法の独立の蹂躪である。2007年に、ウガンダの高等裁判所が保釈を許可した容疑者を、再逮捕するために軍隊が裁判所を包囲する事態が起こった。この裁判所包囲事件に対して、国会議員2名が違法行為非難の動議を国会に提出したが、国会はこの動議を否決し、動議提出者は“謀反者”とされ、党紀に則って予算常任委員会および国会会期中の社会サービス委員会の副議長職を解任されたのである。また、貧困削減政策の着実な遂行のためにウガンダ議会は、司法機関の充実と官吏の権限乱用を阻止するための監視メカニズムの強化を議論俎上にのせた。しかし、国会(1997 - 2006)では司法機関や立法関係のセクターの予算増額の承認には到らなかった。加えて、ウガンダ人権委員会(the Uganda Human Rights Commission)や政府調査団⁽²⁶⁾などの準司法的組織体が定期的に提言書や報告書を議会に提出し、議会もその提言を検討することになっているが、議会に提出された報告書は審議されず埃に埋もれているのが実態である。

《ネオパトリモニアリズムの再考》

上述したアフリカの政治的諸相を本来的な民主主義政治の視座からみるならば、アフリカ諸国の議会には執政者たちの誤った影響力と、独立した政党の公正な討論の成り立たない旧態依然たる政治環境があり、議会が正常に機能しないという論結に帰着することになる。そして、かようなアフリカ政治に対する批判はネオパトリモニアリズムの存在に向けられている。例えば、アフリカ諸国の議会では、アフリカ社会の現下の権力構造を蚕食しないような形式的な議論がなされるのみだ、という指摘がなされ、アフリカ諸国の国会が自国の貧困問題について無関心なのは、立法を手段として貧困問題の解決を図ろうとする議会の意志が欠如しているからではなく、部族主義が隠然たる権力イデオロギーとして独

立後も君臨しているからだ、⁽²⁷⁾という議論を展開している。しかし、社会政策の後進性や議会の無力さの淵源をネオパトリモニアリズムに求める議論に全く論駁の余地はないのだろうか。この類の“ネオパトリモニアリズム元凶”派は、民主政治における議会に、多様な視点からの提案を彫琢し、国民を利する立法を行う機能を既定している。しかし、“議会”の機能性は国家の政治体制や立憲体制がどのような権力を認めているかに左右されるものである。つまり、国家の政治文化が容認する権力の存在を軽々に処して、定言的に議会の機能性のみ言及するならば粗放な議論となるのではないだろうか。

アフリカ諸国が植民地となる以前からの政治制度であったパトリモニアリズムは、部族長主体の施政を基本とし、地域単位の立法や施政を優先するような政治システムで、伝統的なアフリカの政治文化である。このアフリカの政治システムが独立後はネオパトリモニアリズムとして概念化されたのだが、「アフリカ性」の復権を渴望して独立した国家が、西欧型国民国家の俯瞰的な国政を基本とする議会に対して斜に構えたのは蓋然と思われる。しかし、結果的には、国際社会の弱小国として処遇されてきたアフリカ諸国の悲哀を見ることになる。つまり、独立時に受容せざるを得なかった西欧型議会とネオパトリモニアリズム権勢のメカニズムとが共存するアフリカ政治特有の政治形態を誕生させざるを得なかったのである。そして、現実的対応として、制度上の西欧型議会には政治的有力者たちが交流する公式の場という意味があたえられ、いわば、議会は政策の“盲判”を押す場所となったのである。

上述のアフリカ政治の現実には、コミュニティが社会の基本単位であり、リベラルな民主主義の構成単位である“個人”が社会に存在していないことから生じた現象と言えよう。つまり、アフリカの国家政治は、コミュニタリズムとネオパトリモニアリズムを根幹としているのである。それがアフリカのアイデンティティだからである。そこで、アフリカ諸国においては、代表制とは個人ではなく、部族集団の文脈の中で機能することになる。国民（個人）の利益の増大を図るのが政治である、という政治的概念や、その具体化として編み出された議員代表制という政治制度は、アフリカの人々にとって雰囲気のみで実体の見えない政治なのである。政治制度は、社会規範、人々の生産様式、日常の営為と有機的に結びついて生命を得るものである。国民とは、文化的、民族的な均質性に特徴付けられた概念であることを顧慮するならば、文化や伝統が、人々の主権を確保する上で極めて重要なイデオロギー的要素となるのである。政治的な、文化的な市民性を内包しているのが人々の議会であり、そのような“議会”が社会、或いはそこに居住する人々から遊離しない社会的に正統な政治機関なのである。生活空間に根差した組織を介して、人々は自らの存在と関る文化的アイデンティティを保持していくことが可能だからである。民主的政治秩序とは、それを正統で有効なものと看做す社会全体のコンセンサスの産物なのである。

ネオパトリモニアリズム非難に対する第二の懐疑は、西側諸国が自国に繁栄をもたらし

た帝国主義を繋止しようとする狡知の感取にある。批判される（ネオ）パトリモニアリズムの存在ではあるが、そもそも植民地時代に宗主国が間接統治の手段としてパトリモニアリズムを便宜的に利用し、搾取のシステムを作った⁽²⁸⁾のである。アフリカの解放闘争は政治的支配と経済的搾取からの解放を旗幟として展開された。政治的解放は建国の宣言で達成され、宗主国の政治制度を範として国体を整え、国家運営の堵についたが、経済的解放は、政治的主権の移譲のように手続きが完了させるものではなく、産声をあげたばかりのアフリカ諸国は、社会経済的な構造変革を短期間に為し得なかった。結果的には、マッカーシーが、独立後は、アフリカ諸国の支配階層に、世界を市場とする資本家の利益を守るアフリカの監督者として宗主国の経済的支配権を継承させた、⁽²⁹⁾と論じているように、旧宗主国は自国の既得権益構造を保持するためパトリモニアリズムの存続を拱手傍観したのである。ネオパトリモニアリズムの誕生を“幫助”したといえるかもしれない。更に、国民国家の一員というアイデンティティの涵養には時を要することも西側諸国に幸いした。独立直後のアフリカ諸国の多くは西欧型国民国家建設のために牢固なコミュニタリズムを“国民”という統合的な意識に昇華させ、パトリモニアリズムにかわる民主主義政治制度を社会に構築する術も余力もなかったことであろう。また、国民国家の統合には行政機関の強力な先導が必至であるが、権力の中央集権化⁽³⁰⁾を円滑に進める上で、既存のアフリカ的政治システムの活用が現実的な対応であった。一方で、それは、民族解放運動を指導したナショナリスト達が人々に開発と繁栄をもたらすという信頼に裏付けられたものでもあった。かかる新興国家揺籃期の事情によりアフリカの執政者たちは、新帝国主義の権力機構や資産蓄積や階層利益を指向する各システムと輔車相依のような関係を得て、その政治的権力を維持⁽³¹⁾していったのだが、西側諸国が国家建設黎明期にあってその存在意義を理解していたことをここに付言しておきたい。

ネオパトリモニアリズム弊害論に対する第三の疑義は、国際社会を闊歩するグローバリゼーションが開発途上国において民主主義政治を実質的に空洞化させている点である。ネオパトリモニアリズムを盾として西側諸国の新帝国主義を隠蔽するにはグローバリゼーションが進展しすぎた感がある。アフリカ諸国の健全な議会の確立を唱道しながらもそれに水を差すようなグローバリゼーションの功罪の象徴は、世界銀行と国際通貨基金が主導した構造調整計画である。アフリカ諸国の独立後に展開された先進国主導の開発政策が破綻し、その失計を收拾すべく実施されたのが構造調整計画であるが、その適応によって、アフリカ諸国の実質的な国家主権、更には人々の自決権（自国の諸課題に直接かつ独自に対応する権限）が大きく削がれてしまったのである。構造調整計画の求める民営化の推進に伴い、政治的、経済的権力が次第に国家や国民から企業や他のグローバル機関へと移行していったからである。この状況に付随して、国家主権の行使が制限され、政策に対するアカウンタビリティも国家から外在的アクターや非国家アクターへと移譲されたのである。ヒプラーは、構造調整計画によりアフリカ諸国は国家の重要な機能を世界銀行、国際通貨基

金、世界貿易機関へ譲渡してしまった、⁽³²⁾と論結している。特に、世界銀行はアフリカの貧困問題の第一人者を自認してはいるが、リアリズムの視角からみるならば、その施策はレトリカルで、国益を図る西側諸国とアフリカ諸国との架橋手段として援助を供与したと思弁される。

シブジは、ネオリベリズムの枠組みの中で考定された貧困削減戦略は、「多くの人々を貧困削減資金の受け皿を手にしてただ待っているだけのよるべない姿」に変えてしまい、一方で、プライベートセクターが開発／発展の原動力として賦活した⁽³³⁾と論じている。同様に、国際開発 NGO のアクション・エイドは、世界銀行が貧困削減対策を計画し、被援助国はその提案を唯々として受け入れたに過ぎず、決して貧困削減ペーパーに謳われた被援助国の国家主導で策定、実施されてはいなかった⁽³⁴⁾と報告している。国家が外在機関（国際金融機関や多国籍機関）へ政策を付託することは、事実上、政策に関して国家（政府や議会）の審議を経ずしてそれが実施されていくということである。即ち、開発途上国の蘇生戦略とされた構造調整計画により、国家が国民に対して負う責務遂行の権能を弱体化させ、結果的に国家が社会政策に消極的となっていくのである。かかる外在機関の“国家主権の侵害”を黙許する西側諸国が唱導するアフリカ諸国の民主化とは、社会正義や貧困削減の闘士として働く議会の確立が真意ではなく、グローバリゼーションの旗手、西側諸国が帝国主義的資本主義システムへの編入に好都合な政治や経済体制をアフリカに構築するための戦略⁽³⁵⁾と思量される。即ち、西側諸国のための民主主義政治という実相が浮かび上がってくる。

人々の意思や日常の抑圧に対する闘いの場が議会であり、その闘いの武器が「権利」である。即ち、権利とは抑圧された人々のものなのだが、一般にアフリカの人々には自らの権利意識が低く、権利の行使が適切になされず、それがアフリカ諸国の議会の機能不全の主因だという理解がある。そして、その議論の多くはネオパトリモニアリズムをアフリカの人々の権利意識高揚の阻害要因と結論している。しかし、（ネオ）パトリモニアリズムを隠然と存続させたのは旧宗主国＝西側諸国であることを鑑みるならば、パラドキシカルな二つの流れの並存する構図が明らかとなる。このパラドクスを現前にして、ネオパトリモニアリズムを一方的に批判の標的にするのはいかがなものであろうか。ネオパトリモニアリズム機構の中で政治的アカウンタビリティが全く機能しえないことの偏向無き検証はなされたのだろうか。部族主義がアフリカ式民主的議会の基盤になり得ないという仮言的判断は慧眼に欠けはしないだろうか。アフリカの議会政治を論ずるには複眼的な視点を要すると思われる。

《貧困と人権擁護と議会》

アマルティア・センは、貧困を「個人が自らの尊厳を決定できるという実質的な自由の欠如」と概念化し、貧困は個人のケイパビリティの制限に起因する⁽³⁶⁾と論じている。セ

ンの概念には、収入や基本的な生活手段の収奪や貧弱な福祉に加えて、知識の不足や参加の機会の剥奪から生ずる脆弱さや無力さが貧困の要素として範疇化されている。この定義は、貧困と収入の相関関係を焦点としながらも、単なる経済的現象の分析に留まらず、貧困の社会的要因や構造的要因、そしてその歴史過程にまで言及している。同様の文脈から、「経済的、社会的、文化的権利に関する委員会」が、貧困を「妥当な水準の生活や市民的、文化的、経済的、政治的権利の享受に必要な手段、ケイパビリティ、選択、安全、権力の、持続的或いは長期にわたる剥奪として特徴付けられる状態」⁽³⁷⁾と概念化していることから、包括的な視座からの貧困の定義が現在の国際社会の膾炙と思われる。そしてこの定義に依拠するならば、貧困削減戦略は、経済的、政治的、社会的、文化的な正義の実現、換言するならば、不正義から解放されるための権能を貧困層に与えることが第一義となる。即ち、人権護持の視座から貧困削減戦略は構想されるべきものとなる。

人権の威力は、人々が自分たち自身と政府や援助者との権力的位置関係を変える潜在的力として発揮される⁽³⁸⁾ものである。アカマンが、人権を戦略の前提とする貧困削減策は、貧困層と政策立案者やサービス提供者との権力関係を逆転することに始まる、⁽³⁹⁾と論ずる所以である。即ち、政策立案者や公共的サービスの提供者が、貧困層は人権保持者であり、「サービス享受の資格や権利の保有者」という前提に立ち、「策定者やサービス提供者が、自らの選択としてではなく、義務として貧困層に資格や権利を付与する」という深甚な認識をもつことが肝要となる。換言するならば、貧困対策は、慈善、善意、博愛に発するものではなく、人権擁護という国家政府の担うべき法的な責務の遂行なのである。この義務意識が政府や援助供与者に醸成されるならば、政府や国際機関は、基礎生活向上のための資源や手段の提供等、経済を物象化した表層的な策案をするのではなく、永続的な貧困との決別への処方箋を提示することになる。人権ベースの開発を推進する国連機関が、単に副次的に人権擁護に寄与するような活動計画は必ずしも人権ベースアプローチの立案対象とはなり得ず、それは直接、人権擁護に寄与するものであるべきだ、⁽⁴⁰⁾と述べている。これを敷衍するならば、貧困削減は人権擁護の一環であること、そして、その遂行義務を負うものたちの政治・経済行動を単なる慈善に留まらせてはならぬということになる。そこで、法が意味を持つのである。法の明文化によって政府や援助機関の責務が明確化されるからである。

貧困軽減策上の人権ベースアプローチは、経済成長アプローチとは異なり、個人の自由かつ積極的な、そして包括的なプロジェクトへの参加を基本としている。個人に照準を合わせ、社会的に周縁化されたり排除されている人々に、自ら向上するための力を与えるような施策だからである。そして、その具体化としてのエンパワメント、アフーマティヴアクション、策定過程への参加というような施策を軌道にのせるときに、法が威力を発揮する。立法過程で、公共財や公共サービスへのアクセスの不平等化を招いている組織的な、或いは制度的な政治的要因に深く注意を向けることで、政治的、経済的行動を根本的に変

える⁽⁴¹⁾契機をつくることのできるからである。更に、貧困軽減プロジェクトは国家の関与する人権擁護手段であることを法が担保するからである。また、着実な政策の実行には、人々のアクセス可能な、透明性のある、責任ある実施機関が必要だが、政策の法制化により、例えば、税金や海外からの援助金などの公的資金の不正使用のチェックをはじめとして人々が政策の運用状況を監視することも可能となる。そしてここに大きく関るのが議会なのである。そこで「貧困削減の要諦は健全な議会」論が正当化されることになるが、このロジックはやや短絡的と言えないだろうか。例えば、ウガンダ憲法（159条）では外国の貸付や私企業に対する政府保証の承認権限が国会に付与されてはいるのだが、貧困削減戦略の議論は、政府、国際 NGO そして国際金融機関の三者間でなされ、議会は蚊帳の外に置かれていた。この状況を招いたのは単なるウガンダ議会の無能さ、怠慢とは断じ難く、貧困削減戦略ペーパーの「パートナーシップの明確な存在」の原則を前景に押し出したことによるところが大きい。この原則の適応如何によっては、政府や国内のステイクホルダーそして外在支援機関が援助過程で多大な影響力を行使でき、議会を阻隔することも可能だからである。⁽⁴²⁾かような現況を鑑みるならば、西側諸国が強弁するように民主化が“健全な”議会を誕生させたとしても、人権擁護を大原則とする貧困対策に暗い影が過ると予断される。ここにも西側諸国の外交政策のレトリックがあり、国際社会の縁辺国として遇されてきた弱小国の悲哀が見られる。

《ケーススタディ：PEAP》

他のアフリカ諸国同様、その建国時から貧困一掃はウガンダの焦眉の課題であったが、貧困解消政策の本格化は1997年の貧困撲滅行動計画（the Poverty Eradication Action Plan /PEAP）に始まる。これはウガンダ新憲法公布（1995）後、国是として議会の主導で取り組んだ政策であり、初めて人権をベースとしたものと一般には理解されている。この貧困撲滅行動計画は国際社会から高く評価されてはいるが、それは、ウガンダの民主化の結果として、議会在健全であった故の成功だったのだろうか。また、この施策の背後にはどのようなアクターや権力そして受益者がいたのだろうか。

ウガンダ議会は貧困削減政策の第一歩として、1997 - 2006年の国会で167の議案を可決した。法制化された法律のほとんどは、権利の侵害や法の不履行に対する救済保障という人権擁護に関する制度の創設を目的としたもの⁽⁴³⁾だった。この事実から、眼前には人権擁護を基軸として貧困削減問題の解決を図るウガンダ国会像が描かれよう。そして国際社会は、透明な組織作りと参加型ガバナンスの実施とともに経済成長に成功したサブサハラ諸国の模範⁽⁴⁴⁾としてウガンダを賞賛したのである。しかし、その議事録を全て検討するならば、議会は、人権擁護義務に則った検討を怠っていた⁽⁴⁵⁾ことが判然とする。議会は、結社・集会やデモへの参加の自由を制限し、貧困削減を希求する人々の行動を規制する法を制定するなどして人権擁護に逆行する行動⁽⁴⁶⁾をもとっていたからである。つまりとこ

ろ、議会で議決された少なからぬ法案は、国家の責務遂行をアピールする一方で、国家の特権を強化し、プライベートセクター成長の経済環境整備の地歩を築くようなものであった。このような策動の舞台裏で西側諸国がグローバル化を深化拡大していったことは以下の件が引証となろう。

ムセベニ大統領はその著書⁽⁴⁷⁾において、PEAP が“国家主導”で活動していることを強調している。しかし、PEAP の貧困削減戦略を精査するならば、“市場 market force”が力説され、市場やプライベートセクターを強化するような政策上の処方箋が随所に見られることから、PEAP が世界銀行や国際通貨基金の構造調整計画の延長線上にある⁽⁴⁸⁾ことを否めないのである。つまり、それはネオリベリズムの文脈にのっており、専ら経済成長というマクロ経済的パラメーターに照準を合わせたもの⁽⁴⁹⁾であったし、貧困削減戦略ペーパーの「結果重視」の原則に準拠する上での選択でもあったと臆断される。更に、ムセベニ大統領は「ウガンダの主要課題は富の配分ではなく、富を創り出すことである。・・・オボテ大統領、アミン大統領は経済成長を刺激するプライベートセクターの決定的役割を理解できなかった。国民抵抗軍はプライベートセクターを解放する。・・・投資家は脆弱なアフリカの農民たちより多くの富を生み出す。・・・外国資本に反対する輩は愚昧であると同時に国民の敵だ。・・・地方投資家や海外投資家を鼓舞しなければ、税収入を拡大できず、財源の不足から政府は国民への公共サービスの供与も至難となるだろう」⁽⁵⁰⁾と彼の経済政策の指針を示し、政府は、地方投資家や海外投資家を厚遇する経済環境の創出に関する立法や経済政策への直接介入を行った。⁽⁵¹⁾PEAP の貧困削減戦略が、富の再配分を通して不平等の是正を図るより、むしろプライベートセクターの成長を促すものであったことはいうまでもない。ともあれ、この貧困削減政策により、一世帯の収入を指標とする貧困度 (income poverty) は、56% (1992) から、44% (1997)、35% (2000)、31% (2006) へと逡減した。まさに「結果重視」の原則に則った PEAP の成果は西側諸国から評価されたのである。

前掲の統計が示すように、PEAP が貧困層にプラス効果をもたらしたのは事実である。しかし、それは部分的な僅かなものであり、実質的には富裕層の富の増大化につながるような策定であったことを閑却すべきではないだろう。J. バリヤは、ウガンダの画期的な経済成長は、10 年以上もネオリベラル的経済改革を行ってきた結果であり、真の貧困削減の成果は得られていない、⁽⁵²⁾と冷徹な評価を下している。事実、PEAP の貧困削減政策において、例えば、土地を所有しない人々や強制退去させられた人々などが約 7 百万人もいるなど、慢性的な貧困に喘ぐ人々が人口の 20% を占めており、社会的不平等の解消について捗々しい進展はみられていない⁽⁵³⁾現状がある。また、J. バーカンは、ウガンダの称揚すべき経済成長から利益を得たのは特定のエスニックグループであり、この不平等感が部族紛争の誘引となった、⁽⁵⁴⁾と指摘している。

アフリカ社会には、数字に表れはしないが、大規模に展開しているインフォーマルな経

済活動が存在する。このインフォーマルな活動は創造性を生み出す潜在力を内包している。PEAPのようなトップ・レベルで策定される部分的で奥行きのない施策ではなく、アフリカ社会に深く根付いている潜在力を掘り起こすことこそ、「結果重視」の原則に準拠した貧困軽減の至高原理となるべきではないだろうか。

ここで先述したアマルティア・センの貧困の定義、「貧困とは個人のケイパビリティの制限」を想起したい。この貧困の概念化は一般に受け入れられた概念で—世界銀行の撞着した言動に戸惑うのではあるが—世界銀行も、貧困層の定義には精神的側面、文化、慣習や人間的な価値を要素とする必要がある⁽⁵⁵⁾と明言している。即ち、貧困とは、経済現象ではなく社会現象として理解されるべきものである。更に、貧困の悪化は、国際社会や政府の差別と排他的政策の結果⁽⁵⁶⁾である、という国際 NGO の連邦人権イニシアティブ (the Commonwealth Human Rights Initiative) の指摘ばかりでなく、国連開発計画も、貧困軽減問題は、各世帯の収入増加以上に貧困が多面的な理由によることを注視すべきだ⁽⁵⁷⁾と、貧困の分析や貧困削減戦略の視野を差別構造や搾取にまで拡大している。差別と排他的政策が、社会的・経済的資源の不平等な配分を招き、人々が均霑に貧困削減政策の恩恵に浴す機会を奪うことは、開発の歴史が明らかにした既定の事実で、貧困削減ペーパーにも包括的アプローチの原則として記されている。しかしながら、ムセベニ大統領が「アフリカの後進性は奴隷制と植民地主義の結果」⁽⁵⁸⁾として、差別や排他性の弊害を認めながらも、PEAP にその緊要性が反映されなかったのは、貧困削減戦略ペーパーの「パートナーシップの明確な存在」という原則の故ではないだろうか。ベンダグが、対話はロビー活動を、参加は取り込みを、パートナーシップは結託を胚胎している⁽⁵⁹⁾とパートナーシップアプローチの陥穽を指摘していることを想起するならば、それが蓋然ではなからうか。

人権擁護型貧困軽減戦略は、貧困層とはどんな人たちかを正確に把握することから始まる。即ち、貧困地域の社会政治的な歴史の影響や、貧困層が資本主義世界における社会経済的システムのどこに位置するかを理解がスタートとなる。しかし、PEAP の貧困対策の策定はウガンダ政府と世界銀行の任命した作業チームが行い、議会や貧困層の代表者が間接的にであれ策定過程に関与する余地は無かった。そのような作業チームが貧困層の生活向上にどれほどの責任を持っただろうか。戦略対象の実像を正確に把握していない作業チームの貧困対策は「慈善」の域を脱していただろうか。つまるところ、グローバリゼーションに伏在する国際資本主義とウガンダの貧困との関連性を問題視せず、また貧困削減の施策に対する政治的責任の認識も低い PEAP の戦略は、経済成長が貧困軽減効果を生み出すというトリクルダウン理論に全幅の信頼を寄せ、マクロ経済的成長に重点をおいたものであった。しかし、それは貧困撲滅の核心に触れたものではなく、単なる弥繕策にすぎず、“社会的保護”の域に留まったものといえよう。

私たちが深く心に刻むべきは、経済成長目標値の達成が、或いは、経済成長それ自体が、適正な水準の生活を送る権利や健康保持の権利、マイノリティ保護の権利のような社会経

済的権利や文化的権利を自動的に向上させるものではないことである。国際社会の先導した貧困削減戦略は、貧困の根源である不平等や周縁化の解消－正義 / 公正な社会の実現というよりは、“社会的保護”というアドホック的な貧困軽減対策を講じて新帝国主義進展の素意を隠微しようとするものであったと思われる。世界銀行が構造調整計画に貧困削減の目標を掲げたのは、構造調整計画が多重債務国のもっとも被傷性の高い人々（貧困層）に与える影響への批判をかわす“演出”ではなかっただろうか。

持続可能な貧困削減政策はあくまで人権擁護の視座から策案されるべきである。慈善的な介入は貧困を永続的な新帝国主義的搾取から解放する活路とはならない⁽⁶⁰⁾という国際 NGO から多々なされる批判の重みに改めて留意したい。

《むすびにかえて》

1990年代半ばのウガンダ貧困削減行動計画の成果は、経済発展の指標数値の示すものであり、援助供与者の利得との偶然の一致がもたらした成功にすぎない。これについてアメリカ合衆国国際開発庁（United States Agency for International Development）は、開発途上国議会におけるアメリカの勢力拡大が可能になったのは、開発途上国の議会が市場経済発展を切望したことに拠る⁽⁶¹⁾という興味深い言明をしている。この分析は開発途上国議会が外国の資本投資を誘致・保護し、市場経済の積極的な推進手段となったことを示唆している。この開発途上国における市場経済指向の経済政策を正当化する大義名分として掲げられたのが貧困削減であった。そしてその名目のもとに市場経済の拡充（グローバリゼーションの深化）に有利な立法を行うために議会が利用されたのである。西側諸国の“奸計”は民主主義を「善」と既定して進められた。例えば、アメリカの支援を得て刷新された第 6 期（1996 - 2001）ウガンダ議会を民主化に成功した模範国と賞賛するようである。こうして偽善的な姿勢で国際社会に臨みながら、一方で西側諸国の掌中に議会将を収めていったことは上述のアメリカ合衆国国際開発庁の陳述から窺い知れるところである。結果的には援助者側の策案が貧困層の利益に繋がらぬような開発計画が遂行され、⁽⁶²⁾援助者と親和的な議会が社会正義の推進力となり得なかった所以である。

貧困は、社会的公正さの視座から論ぜられるべき概念である。換言するならば、貧困議論の与件は人権擁護なのである。しかし、人権は普遍的概念で否定しがたいものだけに、諸刃の剣である。資本家の利益誘導のための政治的手段として利用することも可能なのである。資本家の到富指向を巧みに隠匿してきたネオリベリズムが好例である。世界銀行などのネオリベラルな機関は、経済的なネオリベラル化が人権擁護に抵触する可能性を無検討のまま、人権言語を欺瞞的に使ってきたのである。ネオリベラルな構造調整計画は、開発途上国の“救済”を強調しながらも国家の権能を規制し、その民主的政治を空洞化させるものであったし、貧困削減戦略ペーパーは、貧困軽減を装いながらも本質的にその内容はネオリベリズムを基調とする構造調整計画を踏襲⁽⁶³⁾している。その内容は、構造

的不正義の排除ではなく、構造的不正義が及ぼす影響を照射して貧困の克服を試みるものである。悪影響の醸し出す様相の改善を意図しただけの貧困削減戦略は、積極的に貧困層が参加した人権擁護型貧困削減戦略に代替されるべきであろう。貧困の現象分析に終始する戦略は、政策への非難を回避しながら弱者を抑圧し、搾取する少数の人々を容認すること、即ち、不平等な権力関係の持続を容認することと同義だからである。この意味するところは、建設的な貧困削減政策は、当事者であるアフリカの地からしか発想されないということである。持続的な貧困削減策の精髓はネオリベリズムとの決別であろう。アフリカ諸国が、貧困の真因であり、市民性を貶め、アフリカ国家の心臓部を無力化するような新帝国主義の本性について知悉することが肝要である。そして、真正な貧困一掃への対応ができるのは、アフリカの議会なのである。このアフリカの議会の創設するためには、欧米の帝国主義に投錨されたアフリカの国家が西欧型民主主義をアフリカの実定的な価値観と倫理に裏打ちされたアフリカ式民主主義に鋳直すベクトルを見つける必要がある。形式的に未消化の西欧型民主主義政治に参加するのではなく、アフリカに内在する政治文化をエートスとする民衆の政治を観念するのである。そんなアフリカの議会は、貧困軽減の核心は帝国主義傘下からの脱出だという知見を政治的叡智として、自国に供与される国際社会の支援が包蔵する搾取システムの排除の重要性の理解に及ぶであろう。

伝統の前には西側諸国の発信する開発概念は副次的でしかない。アフリカ諸国の社会構造を質的に不安定化させるのみのポピュリズムの支援に惑わされなくなったとき、アフリカの貧困削減は飛躍するに違いない。

[注]

- (1) 《ネオパトリモニアリズムの再考》の節で簡略に言及している
- (2) Dias, R.W.M. (1976: 95-6) *Jurisprudence*, London: Butterworths,
- (3) Beetham, D. (2006: 3) *Parliament and Democracy in the Twenty-first Century: A Guide to Good Practice* Geneva, Switzerland: Inter-Parliamentary Union
- (4) European Parliaments for Africa, *Annual Report, 2007*
- (5) Williams, G. (1981) "The World Bank and the Peasant Problem" in J. Heyer, P. Roberts and G. Williams (eds.) *Rural Development in Tropical Africa*, New York: St. Martin's Press
- (6) Paul de Renzio (2006) *Aid, Budget, and Accountability* London: ODI
- (7) パートナーシップ・アプローチの弱点に関しては Bendall, J., (2004) "Flags of Inconvenience? The Global Compact and the Future of The United Nations" in M., G. Kell & S.Waddock (eds.) *Learning To Talk*, Greenleaf Publishing, Sheffield
- (8) 独立後、サブサハラ諸国は多大な援助を世界銀行から受けている Development Co-operation Directorate, "Aid Statistics, Recipient Aid Charts", Organization for Economic Co-operation and Development
- (9) Museveni, K. Yoweri, *Showing the Mustard Seed: The Struggle for Freedom and Democracy in Uganda*, London: Macmillan, 1997

- (10) Museveni, K.Yoweri, *Showing the Mustard Seed: The Struggle for Freedom and Democracy in Uganda*, London: Macmillan,1997
- (11) Kirby,M., *Indicators for the Implementation of Human Rights*, Paris: UNESCO, Division of Human Rights, Peace and Democracy Manual for Human Rights Education, 1998 なお、貧困削減政策と人権の関係性については《貧困と人権擁護と議会》の節で簡略に言及している
- (12) Kirby, M., *Indicators for the Implementation of Human Rights*, Paris: UNESCO, Division of Human Rights, Peace and Democracy Manual for Human Rights Education, 1998
- (13) 2000 - 2001 の 1 年間、アメリカ合衆国国際開発庁が支弁したプログラム
- (14) Kanyeihamba,G.W., “Constitutionalism and Constitutional Governance” , the Induction Seminar for Members of the 8th Parliament, 2006 に提出されたペーパー
- (15) US Government, *Country Reports on Human Rights Practices: Uganda, 2006* Washington, DC: US Department of State, 2006
- (16) Saalfeld, Thomas (2000) “Members of Parliament and Governments in Western Europe: Agency Relations and Problems of Oversight”, *European Journal of Political Research* 37
- (17) Wang,V. (2005: 2) *Accountability Function of Parliaments in New Democracies: Tanzanian Perspectives*, Chr. Michelsen Institute Development Studies and Human Rights, Bergen, Norway
- (18) Mubiru, A. (2007) “Members of Parliament Want More Funds” *New Vision* ,
- (19) Salih, M. A.M. (2005) “The Changing Governance Role of African Parliaments” in *African Parliaments: Between Governance and Government* (ed.) Salih, M. A.M., New York: Palgrave Macmillan
- (20) Hickey, S., *The Politics of Staying Poor in Uganda*. CPRC Working Paper 37. 2003
- (21) Hickey, S., *The Politics of Staying Poor in Uganda* CPRC Working Paper 37. 2003
- (22) Oloka-Onyango, J. (2007: 41) *The Problematique of Economic, Social and Cultural Rights in Globalized Uganda: A Conceptual Review*, HURIPEC Working Paper 等多数の論文がある
- (23) La Palombara, J., (1974) *Politics within Nations*, Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall
- (24) Döring,H. (1995) *Parliaments and Majority Rule in Western Europe*, New York: St. Martins' s Press
- (25) Wang,V. (2005: 2) *Accountability Function of Parliaments in New Democracies: Tanzanian Perspectives*, Chr. Michelsen Institute Development Studies and Human Rights, Bergen, Norway
- (26) 市民権の侵害に対する救済を提言する組織体
- (27) このような論旨の論文は多々あるが、例えば、W. Elberlei and H. Henn, (2003) *Parliaments in Sub-Saharan Africa: Actors in Poverty Reduction ?* Eschborn: GTZ
- (28) Machyo, W. Chango “African Cultural Resistance and Struggle for the Secicond Liberation: Those Who Exist, Resist, Those Who Do Not Surrender” Okuni Akin and R. Sewakiriyanga (ed.), *Post Colonial Studies in Africa* 2004
- (29) McCarthy, S. (1994) *Africa: The Challenge of Transformation*, London: IB Tauris & Co Publishers
- (30) Pinchywa, G. “To Be or Not To Be: The Precarious Status of and the Role of Parliaments in the Transition to Democracy in East Africa”, *Uganda Journal* 44
- (31) Patrick, Bond (2004) *Looting Africa: The Economic of Exploitation*, London and New York: Zed Books
- (32) Hippler, J. (1995) “Democratization of the Third World after the End of the Cold War” in

- J. Hippler (ed.) *The Democratisation of Disempowerment: The Problem of Democracy in the Third World*, London: Pluto Press
- (33) Shivji, Issa, “The Struggle for Democracy” <http://www.matxists.org/africa/shivji/struggle-democracy.htm>
- (34) Action Aid, *The Reality of Aid: An Independent Review of Poverty Reduction and Development Assistance*, London: Earthscan 2006
- (35) 2007年のアフリカの主要貿易相手国は、アメリカ合衆国、中国、ドイツ、フランス、英国、日本、オランダ、イタリア、スペインである。International Trade Administration, “U.S.-African Trade Profile”
- (36) Sen, Amartya (1999: 10) *Development as Freedom*, Oxford: Oxford University Press
- (37) United Nations General Assembly A/CONF.191/BP/7 13 May 2001
- (38) Jochnick, C. “The Human Rights Challenge to Global Poverty” in W. Van Genugten and Camilo Perez Bustillo, (eds.) *The Poverty of Rights: Human Rights and Eradication of Poverty*, London: Zed Books, 2001
- (39) Ackerman, J. M., “Human Rights and Social Accountability” Social Development, Participation and Civic Engagement, Paper No.86 The World Bank, 2005
- (40) Interagency Workshop on Human Rights Based Approach in the context of UN reform, Stanford University CA, 3-5, 2003
- (41) Hawkins, K., *Developing a Human Rights-Based Approach to Addressing Maternal Mortality*, London: DFID Health Resource Centre, 2005
- (42) 《ネオパトリモニアリズムの再考》「第三の疑義」の節を参照
- (43) the Electoral Commission Act 1997, the Political Parties and Organizations Act 2003 (an anti-poverty agenda. 97 の確実な実施に関する法律；政治的権利や市民的権利に関する規定)；The Poor Persons Defense Act of 1998 (貧困者に法的な援助供与を規定)；The National Women Councils (Amendment) Act 2002 (社会で周縁化された人々の社会的参加に関する規定)；the Budget Act of 2001, the National Planning Authority Act of 2002 (人権実現の保障に関する規定)；The Access to Information Act 2005 (情報へのアクセスに関する規定) 等
- (44) Nyamugasira, W. and R. Rowden, “New Strategies, Old Loan Strategies: Do the New IMF and World Bank Loans Support Countries Poverty Reduction Strategies? The Case of Uganda” 2002, <http://www.africaaction.org/docso204.htm>
- (45) Oloka-Onyango, J., (2007 : 42) *The Problematique of Economic, Social and Cultural Rights in Globalized Uganda: A Conceptual Review*, HURIPEC Working Paper
- (46) The Movement Act 1997, The National Security Council Act 2000, The Presidential Emoluments and Benefits Act 1998, The Suppression of Terrorism Act 2002(以上、政党の活動について規定)；The Police Amendment Act 2004 and The Constitutional Amendment Act of 2005 (特定の人間に対して行動の制限を設けない規定) 等
- (47) Museveni, K. Yoweri, *Showing the Mustard Seed: The Struggle for Freedom and Democracy in Uganda*, London: Macmillan, 1997
- (48) J. Barya, “Democracy, Inequality and Social Policy in Uganda: An Assessment of Government Initiatives on Poverty Eradication”, *East African Journal of Peace & Human Rights* (2001) 7 (2)
- (49) J. Barya, “Democracy, Inequality and Social Policy in Uganda: An Assessment of Government

- Initiatives on Poverty Eradication”, *East African Journal of Peace & Human Rights* (2001) 7 (2)
- (50) Museveni, K.Yoweri, *Showing the Mustard Seed: The Struggle for Freedom and Democracy in Uganda*, London: Macmillan, 1997
- (51) Olka-Onyango,J. “The Problematique of Economic, Social and Cultural Rights in the Globalized Uganda: A Conceptual Review” HURIPPEC Working Paper No.3, Makerere, Kampala: Human Rights and Peace Centre, 2007
- (52) J. Barya, “Democracy, Inequality and Social Policy in Uganda: An Assessment of Government Initiatives on Poverty Eradication”, *East African Journal of Peace & Human Rights* (2001) 7 (2)
- (53) Oloka-Onyango,J. “The Ploblamatiques of Economic, Social and Cultural Rights in the Globalized Uganda” Human Rights and Peace Centre Working Paper 3 (March 2007)
- (54) Barkan,J., “An African ‘Success’ Past its Prime” <http://www.wilsoncenter.org/topics/pubs/Uganda2>
- (55) World Bank, *Putting People First: Sociological Variables in Rural Development*, Oxford: Oxford University Press,1995
- (56) the Commonwealth Human Rights Intiative, *Human Rights Module for Parliamentarians*, New Delhi: Commonwealth Human Rights Intiative, 2005
- (57) UNDP, *Poverty Reduction and Human Rights: A Practical Note*, New York: UNDP, 2003
- (58) Museveni, K.Yoweri, *Showing the Mustard Seed: The Struggle for Freedom and Democracy in Uganda*, London: Macmillan,1997
- (59) Bendall,J., (2004) *ibid.*
- (60) Petras,J. and H. Veltmeyer, (2001: 134-8) *Globalization Unmasked: Imperialism in the 21st Century*, Halifax, NS: Fernwood Publishing Ltd
- (61) USAID, *Handbook on Legislative Strengthening*, Technical Publication Series, Washington,D.C.: Center for Democracy and Governance, 2000
- (62) Williams,D.Paul,(2010: 46-47) “Britain and African in the twenty-first century”, In Jack Mangala (ed.), *Africa and New World Era from Humanitarianism to a Strategic View*, Palgrave Macmillan
- (63) Dzpdzi,Tsikata “The Rights-Based Approach to Development: Potential for Change or More of the Same?” 2004, [http://www.cdra.org.za/articles/The Rights-Based Approach Development Potential for Change](http://www.cdra.org.za/articles/The_Rights-Based_Approach_Development_Potential_for_Change)